

【資料３－２別表】

審査項目		最高点	係数	評価基準・判断基準
1	事業に対する理解（配点 10 点）	10		
	事業に対する理解	10	2	・HPVワクチン接種（キャッチアップ接種含む）の現状や、本事業の趣旨及び目的を十分に理解しているか。
2	業務遂行能力（配点 15 点）	15		
	①業務実施体制	5	1	・業務を実施する上で、十分な体制が整っているか。
	②業務実績（CM等）	5	1	・過去に同種の業務内容の受託実績があり、一定の成果を上げているか。
	③業務実績（ポスター等）	5	1	
3	経費の妥当性（配点 10 点）	10		
	業務経費	10	2	・見積金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。
4	具体性・有効性（配点 40 点）	40		
	①提案内容の具体性	15	3	・提案内容は、抽象的でなく具体的な内容となっているか。
	②スケジュールの妥当性	10	2	・スケジュールは具体的かつ無理のないものとなっているか。
	③提案内容の有効性	15	3	・周知啓発業務に係る提案内容は、県民がHPVワクチン接種（キャッチアップ接種含む）に対して理解を深められる内容となっているか。
5	効果的な工夫（配点 15 点）	15		
	効果的な工夫等	15	3	・提案内容には、効果的な工夫や、提案者からの独自性のような加点要素が認められるか。
6	その他（配点 10 点）	10		
	①賃金水準の向上	5	1	・配点表１を参照
	②女性の活躍推進	5	1	・配点表２を参照
合計		100		

配点表１（賃金水準の向上）

設定区分		配点
大区分	小区分	
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※１	1.50%以上	3
	2.00%以上	4
	3.00%以上	5

配点表２（女性の活躍推進）

設定区分		配点		
大区分	小区分			
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数１００人以下の企業	女活法 ※３ 次世代法 ※３	各0.25 最大0.5	
えるぼしチャレンジ企業認定 ※２		1	最大3	
法令に基づく認定	女活法 ※３	えるぼし		1.5
		プラチナえるぼし		2
	次世代法 ※３	くるみん		1.5
		プラチナくるみん		2
	若者雇用促進法 ※３	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各0.5 最大1	
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			
合計		5		

注１ 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注２ 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注３ 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※１ 所得税法第226条第１項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※２ 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和４年５月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を１つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※３ 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）